

## 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱

(平成21年8月5日市長決裁21川経商観第226号)

### (通則)

第1条 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、意欲とアイデアのある市内の商業者及び商業者グループによる事業を支援することで、新たな連携・協働による先進的かつ意欲的な事業を創出し、市内商業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「補助金」とは、魅力あふれる個店創出事業補助金をいう。
- (2) 「補助事業」とは、魅力あふれる個店創出事業をいう。
- (3) 「補助事業者」とは、魅力あふれる個店創出事業を行なう者をいう。
- (4) 「国等補助事業」とは、国及び県等の制度に基づく補助事業をいう。
- (5) 「商業者」とは、市内に店舗を有する中小企業商業者等をいう。
- (6) 「商業者グループ」とは、市内に店舗を有する中小企業商業者等が原則3者以上集まり活動している、規約等で代表者を定めた任意団体をいう。
- (7) 「中小企業商業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の第2条で規定するサービス業及び小売業、または特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、法人税法上の収益事業を行っている法人をいう。

### (交付対象及び条件)

第4条 補助金の交付対象は、商業者及び商業者グループが実施する次の補助事業にかかる100,000円以上の経費であって別表1に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、この補助金の対象となる事業について、本市の他の補助制度の助成を受ける場合は対象外とする。

- (1) 「新商品、共同ブランド等開発事業」
- (2) 「新事業展開または業態転換に係る事業」

(3) 「デジタル化推進事業」

2 補助事業者は、前条に掲げる事業者又は事業者グループに該当し、前項に定める事業を実施するものであり、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下暴力団）という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(2) 法人の場合はその代表者及び役員、事業者グループの場合はその代表者のうちに暴力団員がいないこと。

(3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。

(4) 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

(5) 市民税を滞納していないものであること。

(6) みなし大企業でないものであること。

(7) チェーン店又はフランチャイズ店でないこと。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。

(9) 本事業申請時に市内に店舗を1年以上有していること。

(10) 前年度に本事業の補助金交付を受けていないこと。

(補助率)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の1/2以内とする。ただし、国等補助事業を受ける場合にあつては、前条に規定する経費から補助金を控除した額の1/2以内とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、300,000円（商店街加盟店舗にあつては500,000円）を限度額とし、予算の範囲内で交付する。

2 算定した補助金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 この補助金の交付を希望するもの（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1-2）
- (2) 収支予算書（様式第1-3）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書 ※同一年度に他の補助金等で既に提出済みの場合は不要
- (4) 申請者が商業者グループの場合には構成員名簿・及び代表者を定めた規約等
- (5) 直近の市民税納税証明書
- (6) 法人にあつては、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人にあつては、開業届又はそれに類するもの
- (7) 商店の概要が分かるもの
- (8) その他市長が必要と認める書類  
(交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請を受理したときは、別表2に掲げる審査基準に基づき申請書等の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 前項の申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、申請者はこれに協力しなければならない。
- 3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件を付することができる。

(交付又は不交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について交付決定通知書(様式第2)により補助事業者に通知する。

- 2 市長は補助金の不交付の決定をしたときは、その決定の内容等について不交付決定通知書(様式第2-2)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取下げることができる。

(補助事業の変更又は中止)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書(様式第3)を市長に提出し、その承認を得なければならない。なお、補助対象経費を増額する場合であっても、補助金の交付額は交付決定した額を上回らない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書(様式第4)を

市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 市長は、第1項の変更申請書の提出があった場合において、変更の決定をしたときは、補助金変更決定通知書（様式第2）により補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の中止申請書の提出があった場合において、中止の決定をしたときは、補助金中止決定通知書（様式第5）により補助事業者に通知するものとする。
- 5 次の各号のいずれにも該当するときは、軽微な変更として、第1項に定める変更申請書の提出は要しない。

(1) 事業計画書に記載した内容に変更を及ぼさない範囲であること

(2) 次のいずれかに該当する場合であること

ア 事業実施期間を短縮する場合

イ 補助対象経費を減額する場合

ウ 同一の経費区分において経費の配分を変更する場合

エ 経費区分間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合

オ 補助対象経費を増額する場合であって、増額が補助対象経費の各経費区分の3割以内となる場合

(状況報告)

第12条 市長は補助金の適正執行を期するため必要があるときは、いつでも補助事業者に対し、補助事業者および補助事業について補助事業遂行状況報告書(様式第6)による報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに報告書(様式第7)に次の各号に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績書(様式第7-2)

(2) 経費明細書(様式第7-3)

(3) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類の写し

(4) 成果を証するもの

(5) その他の補助金の金額等が分かる書類の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書(様式第8)により通知する。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

(補助金の概算払)

第15条 市長は、補助金について、相当の理由があると認めるときは、補助事業者の請求により概算払をすることができる。

(交付決定の取り消し等)

第16条 市長は、第10条による承認をしたときは、第8条第1項による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項の規定に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還並びに補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて所定の年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理期間)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、取得価格が単価10万円以上のもの(以下「取得財産」という。)については、補助事業を実施した日の属する本市会計年度5年間は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的

に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 補助事業者は、第1項の期間内において、取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保に供し、又は処分若しくは廃棄しようとするとき（以下「取得財産の処分等」という。）は、速やかに市長に届け出、その承認を受けなければならない。

4 前項の場合において、取得財産の処分等に際しては、市長は交付した補助金の全部又は一部に相当する額を補助事業者に納付させることができる。

（関係書類の公表）

第19条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図ることが第2条の目的に沿って適当であると認めるときは、第7条、第9条、第10条、第13条、第14条に係る事項について公表をすることができる。

2 前項の場合において、補助事業者はあらかじめこれを承諾したものとみなす。

（警察への照会）

第20条 市長は、必要に応じ、補助事業者が第4条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（その他）

第21条 その他、この要綱を定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年8月6日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 1 (第 4 条関係) 補助対象経費

経費区分	内 容
システム導入費	デジタル推進のためのシステム・機器等導入費、設置・設定費用
施設整備費	店舗改装工事費、在庫・設備処分費、備品購入費
商品開発費	原材料費、消耗品費、試験販売に係る経費
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
その他事務費	広報費、会議費、雑役務費、報償費

※消費税、地方消費税、印紙税等の税は補助対象経費としない。

別 表 2 (第 8 条第 1 項) 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
①課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の課題やニーズを捉えているか</li> <li>・具体的なデータなどを根拠にしているか</li> </ul>	5 (5点×1)
②事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取り組みか</li> <li>・事業の主旨は明確か</li> </ul>	15 (5点×3)
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>・費用</li> <li>・収益</li> <li>・スケジュール</li> </ul>	15 (5点×3)
④継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度以降の計画は適正か</li> <li>・更なる発展が期待できるものか</li> </ul>	10 (5点×2)
⑤地域連動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域商業への貢献</li> <li>・にぎわいを作る魅力ある個店になるか</li> </ul>	5 (5点×1)
		合計 50

**【採択基準】**

- ・ 50点満点のうち、30点（6割）を採択基準点数として、これを下回る場合は不採択とする。
- ・ 採択基準を超える申請の補助金の総額が予算を超える場合は、得点の上位の者から順に採択を決定する。

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 所在地

事業者名

代表者職・氏名

## 年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請する事業	
補助事業の目的及び内容	事業計画書(様式第1-2)のとおり
補助事業に要する経費	金 円
補助金交付申請額	金 円
補助事業の経費の配分	収支予算書(様式第1-3)のとおり
補助事業完了予定期日	年 月 日
概算払いの有無	有 ・ 無 ※有とした場合は、概算払請求書(様式第1-4)を添付してください。

商店街について
<input type="checkbox"/> 加盟 (商店街名: )
<input type="checkbox"/> 非加盟

※この申請書に記載した事項については、原則として公開になります。



<b>実現性</b>	実施体制 ※事業を確実に推進できる体制・役割分担など。対象経費に係る役割は必ず明記してください。	
	具体的なスケジュール（時間軸で見た補助期間内の取り組み）	
	実施期間	取り組み内容
	事業効果 ※売上見込み、業務効率化など具体的に記載してください。	
<b>継続性・発展性</b>	補助事業終了後に事業をどのように継続していくのか、今後の事業計画	
<b>地域連動</b>	補助事業が与える地域商業への貢献や波及性について	

収 支 予 算 書

(単位：円)

収 入 の 部		
科 目	金 額	備 考 (内 訳)
合 計		

(単位：円)

支 出 の 部		
科 目	金額 (税抜)	備 考 (内 訳)
システム導入費		
施設整備費		
商品開発費		
委託費		
その他事務費		
合 計		

概 算 払 請 求 書

1 概算払を必要とする理由

2 概算払の申請額 円

3 概算払の積算根拠

様式第 2

川崎市指令経 第 号

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名 様

川崎市長

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金 交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金の交付については、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定（変更）したので通知します。

補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

補助対象経費 金 円

補助率

補助金の額 金 円（うち概算払額 金 円）

交付に係る条件

- 1 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 11 条の規定に基づき補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知します。
- 2 事業完了後は、交付要綱第 13 条の規定により、速やかに報告書を提出してください。
- 3 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更します。
- 4 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）及びこの交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

川経 第 号  
年 月 日

所在地

事業者名

代表者名 様

川崎市長

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金 不交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金については、不交付を決定したので、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金変更申請書

年 月 日付け 川崎市指令経 第 号をもって交付決定通知があった補助事業について、次により変更したいので、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業の内容

	変更前	変更後
予 定 事 業		
予 定 事 業 期 間		
事 業 内 容 (具体的に)		

(2) 経費の配分

別紙 経費配分変更明細書 (様式第3-2) のとおり

経費配分変更明細書

(単位：円)

科 目	金 額 (税 抜)		備 考 (内 訳)
	変 更 前	変 更 後	
システム導入費			
施設整備費			
商品開発費			
委 託 費			
その他事務費			
合 計			

様式第4

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業中止申請書

年 月 日付け 川崎市指令経 第 号をもって交付決定通知があった補助事業について、次により中止したいので、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき申請します。

1 中止の理由

様式第 5

川経 第 号  
年 月 日

所在地

事業者名

代表者名 様

川崎市長

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業中止の承認について（通知）

年 月 日付けで提出された川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業中止申請書について、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、中止を承認したので通知します。

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業の遂行状況報告書

年 月 日付け 川崎市指令経 第 号をもって交付(変更)決定通知があった補助事業の遂行の状況を、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき報告します。

1 補助事業の遂行状況実績

別紙 補助事業遂行状況報告書(様式第6-2)のとおり

補助事業遂行状況報告書

- 1 事業名
  
- 2 事業の目的
  
  
- 3 実施体制
  
  
- 4 事業経過及び内容

日付	参加者数	検討・作業内容（具体的に）

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業の実績報告書

年 月 日付け 川崎市指令経 第 号をもって交付（変更）決定通知があった補助事業について、事業を完了いたしましたので、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき報告します。

1 補助事業の実績

別紙1 補助事業実績書（様式第7-2）のとおり

2 補助事業の経費の配分

別紙2 経費明細書（様式第7-3）のとおり

補助事業実績書

1 事業名
2 実施期間
年 月 日 から 年 月 日 まで
3 事業概要
4 実績経過
実施体制
事業の具体的な取組内容 ※ 時系列に沿って、補助対象経費に関わることは必ず記載してください。

**事業成果** ※ 当初目標との比較や売上実績など、数値を使って具体的に記載してください。

**5 次年度以降の事業予定および課題**

- 補助事業実績書は3ページ以内に収めてください。
- 補助事業の経過がわかる写真や資料がある場合は、併せて提出してください。

経費明細書

(単位：円)

科 目	金 額 (税 抜)	備 考 (内 訳)
システム導入費		
施設整備費		
商品開発費		
委 託 費		
その他事務費		
合 計		

川経 第 号  
年 月 日

所在地

事業者名

代表者名 様

川崎市長

年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金の交付額確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあった川崎市魅力あふれる個店創出補助金の交付について、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知します。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| 1 補助交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助交付確定額 | 金 | 円 |

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）及び魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めるときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。